

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 25 年 5 月 10 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 27 年 2 月 5 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 27 年 3 月 6 日

山形県監査委員 坂 本 貴美雄
山形県監査委員 児 玉 太
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
道路保全課	（トンネルに関する計画策定） 「初回点検」は平成 25 年度までに完了させることとしている。 この点検により、緊急性を要すると判断される不具合が発見されたならば、迅速な対応を行うことが必要である。 県管理トンネルの全てに対しこの点検が行われた後には、速やかに将来の長寿命化修繕計画を策定し、計画に従った施策を講じる必要がある。この際、トータルコストを削減し、将来にわたり平準化するように検討する必要がある。	平成 25 年度までに現在県が管理している全てのトンネルについて、点検を実施し、長寿命化計画を作成している。トンネルは定期的に点検を行い、小規模な損傷のうちに補修を行うことで、トータルコストが削減できると考えており、長寿命化計画に沿って計画的に補修を行っている。また、今後も定期的（5 年に 1 回）に点検を実施していく。